（キャッシュ・フロー計算書関係）

キャッシュ・フロー計算書における資金は、現金、普通預金、当座預金であります。

１．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

（平成25年３月31日現在）

現金及び預金	48,349,816,229円
定期預金	△5,000,000,000円
資金の期末残高	43,349,816,229円

２．重要な非資金取引の内容

⑴　不要財産の現物による国庫納付

建物	476,733,010円
構築物	2,678,288円
工具器具備品	4,024,597円
土地	260,930,000円

⑵　ファイナンス・リースによる資産の取得

車両運搬具	16,984,800円
工具器具備品	271,123,519円

３．国庫納付金の支払額の内容

⑴　業務活動によるキャッシュ・フローで整理した国庫納付金

第２期中期目標期間で生じた積立金を、独立行政法人国際協力機構法第31条第３項に基づき、国庫へ納付したものであります。

⑵　財務活動によるキャッシュ・フローで整理した国庫納付金

第２期中期目標期間で債権又は資金の回収により取得した資産を、独立行政法人国際協力機構法附則第４条第１項に基づき、国庫へ納付したものであります。

（行政サービス実施コスト計算書関係）

公務員からの出向職員に係る機会費用の対象者数

引当外退職給付増加見積額のうち24,109,110円は、出向職員（延べ33人）に係る退職給付引当金の当年度増加額を内規に基づき計上しております。

（金融商品の状況に関する事項）

一般勘定は、資金運用については短期的な預金及び公社債等に限定し、資金調達については主務大臣により認可された運営費交付金を主としており、財政融資資金、金融機関からの借入及び財投機関債の発行は行っておりません。

（金融商品の時価等に関する事項）

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴　現金及び預金	48,349,816,229	48,349,816,229	0
⑵　有価証券	80,000,000,000	80,000,000,000	0
⑶　未払金	(14,275,075,659)	(14,275,075,659)	0

㈱　負債に計上されているものは、(　) で示しております。

（注１）　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券等に関する事項

①　現金及び預金

現金及び預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

②　有価証券（譲渡性預金）

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③　未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（リース取引に関する事項）

ファイナンス・リース取引が当期の損益に与える影響額は1,487,671円であり、当該影響額を除いた当期総損失は、259,684,932円であります。

（資産除去債務に関する事項）

当機構は、本部ビルについて建物賃借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、資産除去債務を計上しております。資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間には契約期間を用い５年間、割引率は0.529%を採用しております。

前年度末において、資産除去債務に計上した金額は272,752,155円であり、当年度末における資産除去債務残高は、上記金額272,752,155円と時の経過による資産除去債務の調整額1,442,859円の合計274,195,014円であります。

（不要財産の国庫納付等に関する事項）

当年度の不要財産国庫納付の概要は、次のとおりであります。

なお、下記３の区分所有職員住宅（34戸）の譲渡取引にあたっては、独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年９月30日外務省令第22号（平成22年11月26日最終改正））の第13条の２「譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引」の指定を受けた取引の譲渡差額、譲渡に要した費用については、独立行政法人会計基準第99を適用し、損益計算上の損益には計上せず、資本剰余金を減額しております。

１．施設整備資金

⑴　不要財産としての国庫納付を行った資産の種類、帳簿価額等の概要

資　産　の　種　類	帳　簿　価　額
現金及び預金	1,464,841,899円

⑵　不要財産となった理由

独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月７日閣議決定）において、その用途を精査した上で適正な国庫納付額を確定し、平成23年度決算確定後速やかに国庫納付することが決定したため。

⑶　国庫納付の方法：独立行政法人通則法第46条の２第１項に基づく金銭による納付

⑷　国庫納付した額及び納付年月日：1,464,841,899円、平成24年８月30日

⑸　減資額：1,464,841,899円

２．当機構に留保された資金

⑴　不要財産としての国庫納付を行った資産の種類、帳簿価額等の概要

資　産　の　種　類	帳　簿　価　額
現金及び預金	1,994,305,660円

⑵　不要財産となった理由

第二期中期目標期間終了に伴い、独立行政法人国際協力機構法（平成14年12月６日法律第136号（平成23年６月24日最終改正））の第31条に基づく積立金国庫納付の金額を精査したところ、キャッシュ・フローを伴わない費用が積立金の一部を相殺し、機構内に資金が留保されることが判明したため、当該資金を不要財産として国庫納付した。